

重度障がい者医療

飯塚市内にお住まいの重度の障がいの方に対し、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。

※小学校に入学する前までは「子ども医療」が適用されますが、小学校に入学すると「重度障がい者医療」に切り替わります。

対象

- ・身体障がい者手帳1級または2級・療育手帳A判定
- ・知能指数36以上50以下かつ身体障がい者手帳3級
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級

問い合わせ 飯塚市役所 医療保険課

☎ 0948-22-5500(内線1033~1035) fax 0948-25-0560

精神通院医療

精神疾患の通院医療を受ける場合に費用の一部を公費で負担します。原則として1割が自己負担となります。

※助成の対象は、指定医療機関の治療費のみとなります。

対象

統合失調症、中毒性精神病、精神病質その他の精神疾患を有する者

問い合わせ 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課

☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

このような支援もあります

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。補償申請期限は、お子さんの満5歳の誕生日までです。

対象

■2015年から2021年までに出生したお子さんの場合

- ①出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ③身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ

■2022年以降に出生したお子さんの場合

- ①在胎週数28週以上
- ②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ③身体障がい者手帳1・2級相当の脳性まひ

問い合わせ 出産した分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とするお子さんに対し、その治療に必要な医療費を助成します。

※助成の対象は、県の指定する医療機関の治療費のみとなります。

※生まれてから30日以内に手続きを行ってください。

対象

体重が2,000g以下での出生や、身体の機能が未熟なままでの出生等で入院による治療が必要なお子さん(1才未満)

問い合わせ 飯塚市役所 医療保険課

☎ 0948-22-5500(内線1033~1035) fax 0948-25-0560

未熟児の養育医療

18歳未満のお子さんで、治療することで障がいの進行を防いだり、障がいが軽減されると医師が判断した場合に医療費を助成します。

※助成の対象は、指定医療機関の治療費のみとなります。

対象

口唇蓋裂等の形成術やペースメーカーの植え込み術など、それ以外の手術の例は、厚生労働省のホームページで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsu/ikusei.html>

問い合わせ 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課

☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

育成医療

飯塚市内にお住まいのお子さんに対し、健康保険が適用される医療費の自己負担の一部を助成します。

※「重度障がい者医療」に該当するお子さんは、小学校に入学するときに「重度障がい者医療」に切り替わります。

対象

通院 / 中学校3年生まで
入院 / 18歳到達後、最初の3月31日まで

問い合わせ 飯塚市役所 医療保険課

☎ 0948-22-5500(内線1033~1035) fax 0948-25-0560

子ども医療